

三原市認定こども園給食調理等業務委託事業者選定に係る公募型
プロポーザル手続き開始の公示

令和 7 年 5 月 26 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

三原市長 岡 田 吉 弘
(こども保育課)

1 業務概要

- (1) 業 務 名 三原市立認定こども園給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 「三原市立認定こども園給食調理等業務委託仕様書」に記載のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

- (1) 次のいずれにも該当する者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- ウ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- エ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国税及び三原市税を滞納していない者
- オ こども園給食等について、厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められたマニュアルに従い、一定の調理業務の経験がある管理栄養士又は栄養士、調理員であり、かつ、公募開始の日現在も継続して業務を実施している者

- (2) 公募開始の日において、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 過去 3 年以内に給食調理業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業処分を受けている者
- イ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ウ 食品衛生法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- エ 複数の業者による連合体又はコンソーシアムである者

3 添付資料

- (1)三原市立認定こども園給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
- (2)三原市立認定こども園給食調理等業務委託仕様書
- (3)三原市保育所給食衛生管理マニュアル
- (4)食物アレルギー指示書
- (5)保育所・こども園における食育ビジョン
- (6)食中毒・感染症発生時の対応マニュアル

4 問い合わせ先

三原市役所 こども保育課

住所 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6042 Fax 0848-67-5934

電子メールアドレス：jido@city.mihara.hiroshima.jp